

福祉医療費の併用レセプト請求方式の 導入について（令和８年４月診療分～）

福祉医療費の請求方法が連名簿請求方式から変更となります

岐阜県健康福祉部国民健康保険課 福祉・高齢者医療係
社会保険診療報酬支払基金岐阜審査委員会事務局 業務課
岐阜県国民健康保険団体連合会 保険者支援課

目次

1. 岐阜県の福祉医療費における併用レセプト請求方式の導入について	2
2. 併用レセプト請求方式の導入に伴い変更となること	4
(1) 医療機関等からの請求方式の変更	5
(2) 福祉医療費受給者証の変更について	6
(3) 請求支払の流れ	8
(4) 福祉医療費の支払日について	9
(5) 福祉医療費の取下げ依頼について	10
3. ご留意いただきたいこと	11
(1) 国公費との優先関係について	11
(2) 令和8年3月診療分以前の請求方法・請求先について	11
(3) システム改修について	11
4. お問い合わせ先	12

1. 岐阜県の福祉医療費における併用レセプト請求方式の導入について

- 岐阜県の福祉医療費助成制度は現在、県下全市町村において現物給付の取扱いを行っており、市町村から委託を受けた岐阜県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が審査支払事務を行っています。
この現物給付の方法は、保険医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーション（以下「医療機関等」という。）が、被用者保険分・国民健康保険分・後期高齢者医療分とも、国保連合会へ「福祉医療費助成金請求書」を送付する「連名簿請求方式」となっています。
- 令和5年6月16日に閣議決定された規制改革実施計画の方針を踏まえ、こども家庭庁及び厚生労働省は、乳幼児医療、ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療等の地方公共団体が単独で実施する医療費等の助成制度について、地方公共団体の区域の内外を問わず、患者が一時的な窓口負担なく円滑に受診できるよう、いわゆる地単公費の現物給付化の取組みを段階的に進めることとされました。
- 将来的にこの取組みを実現するため、岐阜県における福祉医療費は、令和8年4月診療分から、保険給付分と併せてレセプトで請求する「併用レセプト請求方式」に変更となるとともに、被用者保険分は社会保険診療報酬支払基金岐阜審査委員会事務局（以下「支払基金」という。）へ提出していただくこととなります。

1. 岐阜県の福祉医療費における併用レセプト請求方式の導入について

併用レセプト請求 開始年月	令和8年4月診療分（令和8年5月請求分）から
対象となる 福祉医療費助成制度	重度心身障害者医療費助成 乳幼児・子ども医療費助成 母子家庭等医療費助成 父子家庭医療費助成 ※ 事業名は市町村により異なる場合があります。 ※ 岐阜県内市町村より医療費受給者証を発行された方に限ります。

- 現在「福祉医療費助成金請求書」を用いて現物給付している福祉医療費助成制度が対象となります。
- 各市町村が独自に実施しているその他の医療費助成制度は、併用レセプト請求方式の対象外です。

2. 併用レセプト請求方式の導入に伴い変更となること

連名簿請求方式〈現行〉
(令和8年3月診療分まで)

併用レセプト請求方式〈変更後〉
(令和8年4月診療分から)

福祉医療費
に係る審査
支払事務
実施機関

被用者保険分
国民健康保険分
後期高齢者医療分

→ 国保連合会



被用者保険分 → 支払基金

国民健康保険分
後期高齢者医療分

→ 国保連合会

福祉医療費
受給者証の
番号

受給資格者番号15桁



地単公費負担者番号 8 桁
地単公費受給者番号 7 桁

福祉医療費
の支払日

請求月末日



支払基金 請求翌月21日頃
国保連合会 請求翌月20日頃
※国保連合会(国保・後期分)の
紙請求医療機関は請求翌月26日頃

2. 併用レセプト請求方式の導入に伴い変更となること

(1) 医療機関等からの請求方式の変更

現在、福祉医療費は「福祉医療費助成金請求書」を用いて請求していただいておりますが、変更後はレセプトにより保険給付分と併せて請求します。

連名簿請求方式〈現行〉

(令和8年3月診療分まで)

レセプト

マイナ保険証等の資格情報を記載し、**保険給付分**のみを請求

【提出先】受給者の主保険に応じた審査支払機関

福祉医療費助成金請求書

福祉医療費の資格情報を記載し、**福祉医療費**のみを請求

【提出先】国保連合会

併用レセプト請求方式〈変更後〉

(令和8年4月診療分から)

レセプト

①マイナ保険証等の資格情報と
②福祉医療費の資格情報を記載し、**保険給付分**と**福祉医療費**を併せて請求

【提出先】受給者の主保険に応じた審査支払機関



※医科のイメージ図です。電子レセプトは、別途定められたレセプトの記録条件仕様に沿って作成します。

2. 併用レセプト請求方式の導入に伴い変更となること

(2) 福祉医療費受給者証の変更について

受給者には令和8年3月までに、新たな地単公費負担者番号等を記載した福祉医療費受給者証が市町村より発行されます。4月以降の受診時は、必ず新しい地単公費負担者番号等を確認してください。
(各市町村の実施状況(対象者の範囲等)は、各市町村、岐阜県ホームページに掲載されています。)

- 地単公費負担者番号8桁の構成は以下のとおりです。

	事業別番号(2桁)		都道府県番号(2桁)		県単・市町村単区分(1桁)		市町村番号(2桁)		CD(1桁)				
障害者 ※重度心身障害者 医療費助成	8	0	2	1	1 重度身障・県単	市町村ごとに 定められた番号 ※1 次ページ参照		チェック デジット					
					2 重度身障・市町村単								
					3 重度身障(身体)・県単								
					4 重度身障(身体)・市町村単								
					5 重度身障(知的)・県単								
					6 重度身障(知的)・市町村単								
7 重度身障(精神)・県単													
8 重度身障(精神)・市町村単													
こども ※乳幼児・子ども 医療費助成	8	1			岐阜県の番号				1 こども・県単	番号の誤りを検証 するための数字 ※2 次ページ参照			
									2 こども・市町村単				
ひとり親 ※母子家庭等・父子家庭 医療費助成	8	5									1 母子家庭等・県単		
											2 母子家庭等・市町村単		
											3 父子家庭・県単		
			4 父子家庭・市町村単										

2. 併用レセプト請求方式の導入に伴い変更となること

■ 地単公費負担者番号8桁の構成（続き）

※1 市町村番号

市町村番号	市町村名	市町村番号	市町村名	市町村番号	市町村名	市町村番号	市町村名	市町村番号	市町村名
01	岐阜市	11	美濃加茂市	26	神戸町	53	郡上市	89	白川村
02	大垣市	12	土岐市	27	輪之内町	60	坂祝町	94	飛騨市
03	高山市	13	各務原市	28	安八町	61	富加町		
04	多治見市	14	可児市	30	揖斐川町	62	川辺町		
05	関市	16	岐南町	32	大野町	63	七宗町		
06	中津川市	17	笠松町	33	池田町	64	八百津町		
07	美濃市	19	海津市	38	北方町	65	白川町		
08	瑞浪市	22	養老町	39	本巣市	66	東白川村		
09	羽島市	24	垂井町	40	瑞穂市	67	御嵩町		
10	恵那市	25	関ヶ原町	45	山県市	81	下呂市		

※2 チェックデジット算出方法（参考）

例：岐阜市子ども医療費県単の公費負担者番号の場合

事業別番号		都道府県番号		区分	市町村番号		CD
8	1	2	1	1	0	1	3
×	×	×	×	×	×	×	
①	2	1	2	1	2	1	2
②	1+6	1	4	1	2	0	2
③	10	-	7	=	3		

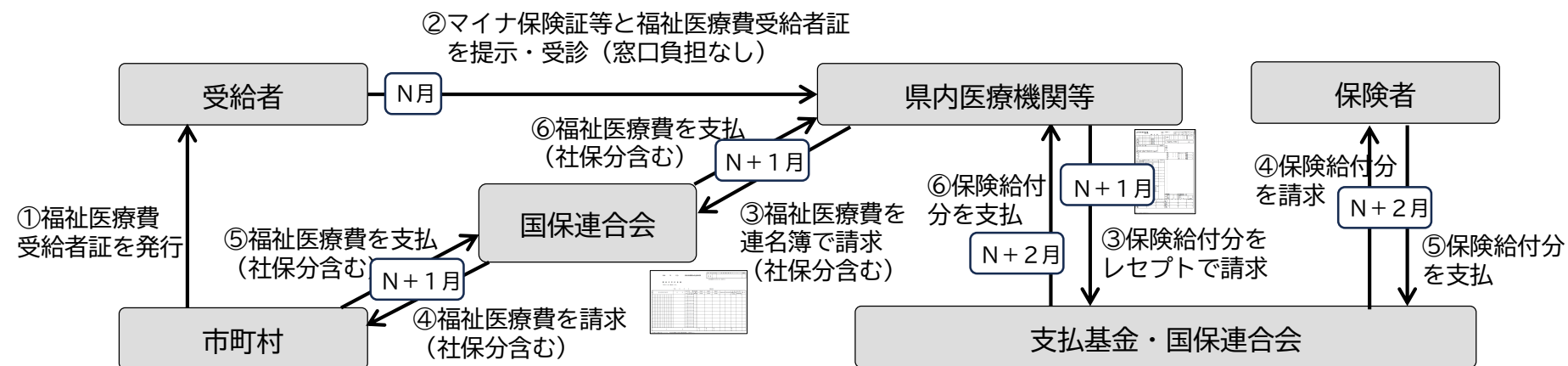
②の合計の1の位 チェックデジット

- ① 公費負担者番号の各数に末尾の桁を起点として順次2と1を乗じます。
- ② ①で算出した積の和を求めます。
ただし、積が2桁となる場合は、1桁目と2桁目の数字の和となります。
- ③ 10と、②で算出した数字の1の位の数との差をチェックデジットとします。
ただし、1の位が「0」のときチェックデジットは「0」となります。

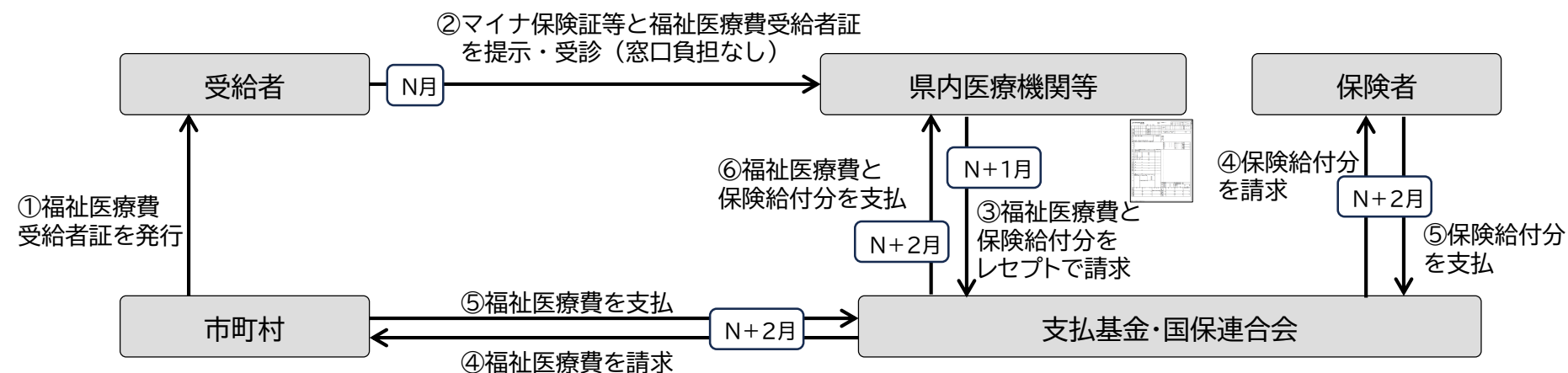
2. 併用レセプト請求方式の導入に伴い変更となること

(3) 請求支払の流れ

連名簿請求方式〈現行〉（令和8年3月診療分まで）



併用レセプト請求方式〈変更後〉（令和8年4月診療分から）



2. 併用レセプト請求方式の導入に伴い変更となること

(4) 福祉医療費の支払日について

令和8年5月請求分より、医療機関等への福祉医療費の支払いは、主保険の保険給付分の支払いと同日となります。

※国保連合会は、電子請求医療機関等は請求の翌月20日頃、紙請求医療機関等は請求の翌月26日頃となります。

※支払基金は、医療機関の請求形態に関係なく請求の翌月21日頃（支払日については支払基金ホームページに掲載しております。◆トップページ → 診療報酬等の請求・支払 → 診療報酬等の支払予定日）

令和7年度		令和8年度			
2月	3月	4月	5月	6月	7月
		★新受給者証へ切替		★診療報酬改定	
2月診療	請求 審査 支払	連名簿請求 ↓ 請求 審査 支払	当月末日支払 ↓ 併用レセ請求	国保連合会 … 翌月20日(または26日)頃支払 支払基金 … 翌月21日頃支払	
3月診療					
		4月診療	請求 審査	支払	
			5月診療	請求 審査	支払

2. 併用レセプト請求方式の導入に伴い変更となること

(5) 福祉医療費の取下げ依頼について

医療機関等からの福祉医療費に係る取下げ依頼は、これまで市町村に直接連絡していただいておりますが、令和8年4月診療分以降は、福祉医療費分のみの取り下げではなく主保険分と併せてレセプト単位で取り下げることになるため、受給者の主保険に応じた審査支払機関へレセプトの取下げ依頼の方法と同様に依頼してください。

福祉医療費取下げの依頼先と依頼方法

主保険の種類	令和8年3月診療分まで	令和8年4月診療分以降
被用者保険	市町村へ直接連絡し福祉医療費分に係る取下げ依頼を行ってください。	支払基金へ通常のレセプトの取下げ依頼を行ってください。 ※当月の取下げ依頼の場合は、期日がありますので、「支払基金からのご案内」を参照願います。 (支払基金ホームページにも掲載しております。 ◆トップページ → 都道府県情報 → 日本地図または都道府県一覧の「岐阜県」よりご覧いただけます。)
国民健康保険 後期高齢者医療		国保連合会へ通常のレセプトの取下げ依頼(再審査等請求書の送付)を行ってください。

3. ご留意いただきたいこと

(1) 国公費との優先関係について

患者が国公費と地単公費（福祉医療費）の対象となる場合は、国公費を優先して適用してください。

なお、国公費併用となることで、地単公費（福祉医療費）への請求が0円となる場合は、地単公費負担者番号等はレセプトに記載しないでください。

(2) 令和8年3月診療分以前の請求方法・請求先について

- 令和9年3月請求分まで【国保連合会へ提出】

「福祉医療費助成金請求書」にて、これまでどおり国保連合会へご提出ください。

※令和8年5月請求分から、支払日は請求月の翌月26日頃となります。

- 令和9年4月請求分以降【各市町村の福祉医療担当課へ直接提出】

各市町村の福祉医療担当課へお問い合わせの上、直接ご提出（請求）ください。

(3) システム改修について

令和8年4月診療分以降については、「福祉医療費助成金請求書」で請求することはできません。

併用レセプト請求方式への変更にあたっては、医療機関等におけるレセプトコンピュータの改修等が必要となる場合がありますので、システム開発業者等にご確認ください。

4. お問い合わせ先

- 制度の概要に関すること

岐阜県健康福祉部国民健康保険課 福祉・高齢者医療係 TEL：058-272-8346

- 福祉医療費の請求に関すること

- ①被用者保険

社会保険診療報酬支払基金岐阜審査委員会事務局 業務課 TEL：058-246-7121

- ②国民健康保険及び後期高齢者医療

岐阜県国民健康保険団体連合会 保険者支援課調整係 TEL：058-214-2973